

知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集【2021年度版】をご購入いただいた皆様へ

第40回(2021年11月7日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集【2021年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第40回	2021年11月7日(日)	2021年5月1日
第41回	2022年3月13日(日)	2021年9月1日
第42回	2022年7月10日(日)	2022年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律

文化庁ホームページ

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

(施行:令和2(2020)年10月1日/令和3(2021)年1月1日)

URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

(概要: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf)

農林水産省ホームページ

種苗法の一部を改正する法律(令和2年12月2日成立)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/>

※2021年9月21日現在

該当箇所	変更前	変更後
P155 問 101 選択肢ウ (解答解説) 下から 2 行目	<p>なお、違法コピーにより生成されたプログラムを業務上電子計算機において使用する行為は、取得時に違法コピーであることを知っていた場合には、著作権を侵害する行為とみなされ（著 113 条 2 項）、著作権法 47 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けることができません。</p>	<p>なお、違法コピーにより生成されたプログラムを業務上電子計算機において使用する行為は、取得時に違法コピーであることを知っていた場合には、著作権を侵害する行為とみなされ（著 113 条 5 項）、著作権法 47 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けることができません。</p>
P162 34 種苗法 重要 Point 最終 項目に追加	<ul style="list-style-type: none"> ・品種登録を受けた種苗を譲り受けた農業者が、収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用することには、育成者権者の効力は及ばない 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種登録を受けた種苗を譲り受けた農業者が、収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用することには、育成者権者の効力は及ばない^{※注} <p>※注 種苗法改正により 2022 年 4 月 1 日以降は、農業者が収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用する行為（いわゆる自家増殖）にも育成者権の効力が及ぶこととなるため、育成者権者の許諾が必要となります。</p>